

市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、地域猫愛護活動を行う者が市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を奨励することにより、限度を超えた繁殖を防止し、不必要な生命の処分並びに飼い主のいない猫に起因する被害及び迷惑等の減少を図るため、予算の範囲内において、不妊・去勢手術費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいない猫をいう。
- (2) 不妊・去勢手術 生殖を不能にする手術（以下「手術」という。）をいう。
- (3) 指定獣医師 公益社団法人千葉県獣医師会市原市地域獣医師会（以下「市原市獣医師会」という。）に所属する獣医師であって、本要綱に基づく手術を実施する者をいう。
- (4) 地域猫愛護者 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、動物の愛護を目的として、市内に生息する飼い主のいない猫に対し、手術を実施する者として、本市に登録した者をいう。

(助成の対象となる手術)

第3条 助成金の交付を受けることができる手術は、地域猫愛護者が本要綱に定める手続きに従って、指定獣医師のもとで受ける手術とする。

(地域猫愛護者の登録)

第4条 地域猫愛護者の登録をしようとする者は、市原市地域猫愛護者登録申請書（別記第1号様式）に、市長の指定する本人であることを証明することができる書類の写しを添えて市長に申請しなければならない。

(地域猫愛護者登録証の交付)

第5条 市長は前条による申請があった場合は、これを審査し、申請内容が適当と認められる場合は、市原市地域猫愛護者登録証（別記第2号様式）を交付する。登録証の有効期間は当該年度内とする。また、審査にあたり市長は指定獣医師に意見を求めることができる。

(助成金の額及び上限)

第6条 助成金の額は、実際に手術に要した費用に相当する額とし、1の手術につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 雌猫の手術 15,000 円
- (2) 雄猫の手術 10,000 円
- (3) 猫の健康上の理由で手術に至らなかった場合の診察 2,000 円

2 助成金の助成は、地域猫愛護者1人あたり、1の年度3匹を限度とする。

(助成の方法)

第7条 助成は前条に掲げる額を指定獣医師が手術費用から差し引くことにより行う。

第2章 手術の実施及び実施後の措置

（手術の申請）

第8条 本要綱に基づく手術を実施しようとする場合は、手術を受けようとする指定獣医師に第5条に規定する「市原市地域猫愛護者登録証」を提示の上、市原市不妊・去勢手術助成事業利用申請書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

指定獣医師は申請書類の内容を確認し、書類を市長に回付する。

（市の審査）

第9条 市長は前条により回付された申請書の内容を速やかに審査し、助成の承認を決定した場合は、市原市不妊・去勢手術助成事業利用決定通知書（別記第4号様式）を交付し、不承認を決定した場合は、市原市不妊・去勢手術助成事業利用却下通知書（別記第5号様式）により申請者に通知する。

（手術の依頼）

第10条 前条の規定により助成利用の承認を受けた申請者（以下、「助成決定者」という）は、決定を受けた猫を収容し、指定獣医師に前条に規定する助成事業利用決定通知書を提出し、手術を依頼する。

（指定獣医師による手術の実施）

第11条 指定獣医師は、第9条に規定する決定通知を確認後、必要な検診を行い手術の適否を判断する。

2 指定獣医師は、手術後、猫の耳をV字にカット（雌猫は左耳、雄猫は右耳）し、助成決定者に猫を引き渡し、手術、検診など要した費用は第6条に定める額を差し引いた額を助成決定者に請求する。

3 指定獣医師は、手術、検診などを実施した場合は、決定通知書に処置事項を記入し、写しを徴し、原本は助成決定者に返還し、写しを第15条に定める事務担当者へ送付する。

（手術後の措置）

第12条 助成決定者は、前条の規定により手術した猫を手術後、遅滞なく飼い主となるべき者を探して引渡し、又は元の場所に返さなければならない。

（現況の届出）

第13条 助成利用の決定を受け、手術を実施した者は、次年度6月末までに市原市飼い主のいない猫現況届（別記第6号様式）を市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

第3章 助成金の申請、請求

（助成対象者）

第14条 本要綱に基づく助成金を請求できるものは、市原市獣医師会とする。

（事務担当者の選任）

第15条 市原市獣医師会は、助成金の申請及び請求等に関して事務を担当する者を選任し、事務担当者の選任届（別記第7号様式）により市長に報告する。

（助成金の申請）

第16条 市原市獣医師会は、半期に一度を限度に、各指定獣医師が実施した手術の実績をとりまとめ、市原市不妊・去勢手術費助成金交付申請書（別記第8号様式）及び市原市

不妊・去勢手術実績報告書（別記第 9 号様式）により市長に申請するものとする。

（支払額の確定）

第 17 条 市長は、前条の申請内容を審査し、適当であると認めるときは、助成額を確定し、市原市不妊・去勢手術費助成金交付確定通知書（別記第 10 号様式）により市原市獣医師会に通知する。

（助成金の請求）

第 18 条 市原市獣医師会は、前条に規定する通知があった後、市原市不妊・去勢手術費助成金交付請求書（別記第 11 号様式）により市長に請求する。

第 4 章 雑則

（地域猫愛護者登録の取り消し）

第 19 条 第 5 条の規定により、登録を受けた者のうち、市長がその活動に不誠実を認めた場合、もしくは不誠実な活動をする恐れがあると認めた場合、市長はその登録を取り消すとともに、同条の登録証の返納を求めることができる。

（助成決定の取り消し）

第 20 条 不正により第 9 条の助成決定を受けた場合、市長はその決定を取り消すとともに、助成相当額を当該助成決定者に請求することができる。

（補則）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

第1号様式

市原市地域猫愛護者申請書

年 月 日

(あて先) 市原市長

私は、千葉県地域ねこ活動に関するガイドライン及び市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業の主旨を理解し、市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

主な活動場所 (住所等)				
愛護している猫		匹	うち手術済の猫	匹
	性 別 等	毛色	年齢	その他特徴 (体格、外見等)
1	雌・雄・不明・手術済			
2	雌・雄・不明・手術済			
3	雌・雄・不明・手術済			
4	雌・雄・不明・手術済			
5	雌・雄・不明・手術済			
6	雌・雄・不明・手術済			
7	雌・雄・不明・手術済			
8	雌・雄・不明・手術済			
9	雌・雄・不明・手術済			
10	雌・雄・不明・手術済			

※現在、愛護している全ての猫について記入してください。

市原市地域猫愛護者登録証

氏名				
登録期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

市原市長

第3号様式

市原市不妊・去勢手術助成事業利用申請書

年 月 日

(あて先) 市原市長

私は、市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

なお、当該猫は飼い主のいない猫であり、手術後は周辺に迷惑をかけないよう適正に世話をし、トラブル等が発生した場合は自らが責任を持って対応します。

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

(※登録書と同一印を押してください)

対象の猫

性 別	雄 ・ 雌
年 齢	
毛 色	
その他の特徴 (外見・体格など)	
主な生息地 (住所等)	
飼い主のいない猫で ある証明	

第4号様式

市原市不妊・去勢手術助成事業利用決定通知書

年 月 日

様

市原市長

市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり決定したので通知いたします。

性 別	雄 ・ 雌
年 齢	
毛 色	
決定年月日	年 月 日

獣医師記入欄

手 術 日	年 月 日
手 術 区 分	雌（妊娠： あり なし ） 雄
特 記 事 項	
動 物 病 院 名	
獣 医 師 名	印

第5号様式

市原市不妊・去勢手術助成事業利用却下通知書

年 月 日

様

市原市長

市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱第9条の規定により、却下となりましたので通知いたします。

【理由】

第6号様式

市原市飼い主のいない猫現況届

年 月 日

(あて先) 市原市長

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

(※申請書と同一印を押印してください)

市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

主な活動場所 (住所等)				
愛護している猫		匹	昨年度からの増減	匹
うち手術済の猫		匹	昨年度からの増減	匹
	性 別 等	毛色	年齢	その他特徴 (体格、外見等)
1	雌・雄・不明・手術済			
2	雌・雄・不明・手術済			
3	雌・雄・不明・手術済			
4	雌・雄・不明・手術済			
5	雌・雄・不明・手術済			
6	雌・雄・不明・手術済			
7	雌・雄・不明・手術済			
8	雌・雄・不明・手術済			
9	雌・雄・不明・手術済			
10	雌・雄・不明・手術済			

○地域での活動状況 (苦情の有無、苦情に対する対処等)

○不妊・去勢手術費の助成を受けた猫の状況

○特記事項

第7号様式

事務担当者の選任届

年 月 日

市原市長 様

選任者 住 所 市原市
(公社) 千葉県獣医師会市原市地域獣医師会
代表者 会長 印

私は、下記の者を事務担当者に選任します。

記

受任者 住 所 市原市
(公社) 千葉県獣医師会市原市地域獣医師会
氏 名 印

選 任 事 項 年度市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術
事業補助金の事務に関する件

第 8 号様式

市原市不妊・去勢手術費助成金交付申請書

年 月 日

市原市長 様

住 所 市原市
団体名 (公社) 千葉県獣医師会市原市地域獣医師会
代表者 会長

市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱第 16 条の規定により下記
のとおり申請します。

記

- 1 補助金申請額

円
- 2 申請に係る事業の期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

第 9 号様式

市原市不妊・去勢手術実績報告書

年 月 日

市原市長 様

住 所 市原市
団体名 (公社) 千葉県獣医師会市原市地域獣医師会
代表者 会長

市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱第 16 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 実施頭数	雄	頭
	雌	頭
	合計	頭

2 診察のみ頭数	合計	頭
----------	----	---

3 添付書類
不妊・去勢手術普及事業実施一覧表

第 10 号様式

市原市不妊・去勢手術助成金交付確定通知書

市 保 福 第 号
年 月 日

(公社)千葉県獣医師会市原市地域獣医師会
会長 様

市原市長

年 月 日付で実績報告のあった飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業に対する助成金について下記のとおり確定したので、市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱第 17 条の規定により通知します。

記

助成金の交付確定額 金 円

第 11 号様式

市原市不妊・去勢手術助成金交付請求書

年 月 日

市原市長 様

住 所 市原市
団体名 (公社) 千葉県獣医師会市原市地域獣医師
代表者

年 月 日付市保福第 号をもって確定通知のあった市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金について、市原市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱第 18 条の規定により下記のとおり請求します。

記

補助金の請求額 金 円

振込先

銀行名		支店名
口座種別	口座番号	口座名義